

<報道発表資料>

令和3年8月13日

飯能市議会議員一般選挙における当選の効力に関する 審査の申立てに対する裁決について

令和3年6月22日付けで提起された同年4月25日執行の飯能市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「申立て」という。）に対し、県選挙管理委員会は8月12日に申立てを棄却する裁決を行い、本日、申立人に裁決書を交付したのでお知らせします。

記

1 申立人

油谷 勇

2 主文

本件審査の申立てを棄却する。

3 申立ての趣旨

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する飯能市選挙管理委員会の令和3年6月3日付けの決定（以下「原決定」という。）を取り消すとの裁決を求める。

4 申立ての理由

当選の効力の異議申出の審議範囲には選挙運動違反も含まれるものであり、飯能市選挙管理委員会は選挙運動違反の判断や当選を無効とする権限と責務を有している。また、同市選挙管理委員会委員は選挙管理委員として不適格である。

5 裁決の理由

当選の効力に関する争訟は、当選人の決定手続等が違法であることを主張して争う争訟であり、広く選挙の法規の違反、殊に当選人などの罰則規定違反を理由

として当選の無効を主張する場合を含まないと解されている。選挙犯罪の判定については、裁判所の裁判によってのみなされるべきものであり、選挙管理委員会 は審理判定する責務権限を有さない。また、飯能市選挙管理委員会委員は適正な 手続により飯能市議会において選挙されている。したがって、申立人の主張には 理由がない。

6 その他

当委員会の裁決に不服のある者は、裁決書の交付を受けた日又は裁決書の要旨 の告示の日から30日以内に、当委員会を被告として高等裁判所に訴訟を提起す ることができる。（公職選挙法第207条第1項）

詳細は裁決書のとおりです。